

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
行政法				

第1. 設問1について.

1. 小問(1)について.

(1) 「処分」(行政事件訴訟法(以下、「行訴法」といふ)3条2項とは、公権力の主体たる国または公共団体の行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定すること、法律上認められているものをいふと解する。

(2) さて、本計画の変更およびその申出の拒絶は、公権力の主体である市長において、一方向に行われるものであり、公権力が行うものとする。

ア. 本計画変更の法的効果について.

すなわち、本計画変更の法的効果について、検討する前提として、農用地区域と定める計画自体の法的性格を検討する。

農振法によると、計画が定めらるべき農地農用地区域内にある土地の利用者は、土地利用についての報告(1条)に、従わなければならない場合の調停(1条)を受ける地位に立たされることになる。また、これに調停の内容については、土地利用者の土地利用権、所有権に変更を及ぼすおそれがある。

加えて、農用地区域内では開発行為が制限される(15条の2)。

このように、本計画は具体的かつ直接的な規制を土地利用者に課すものであり、直接国民の権利義務を形成し、その範囲を確定すること、法律上認められているものといふ。又、この法的性質を有するものは、

これは新しい法令で制定され、一般的抽象的效果のみを有する都市

計画法上の用途地域指定とは、法的性質を異にする。地区内

のよう、計画自体の法的性格からすると、個別の農地も農用地域から

除外するための計画変更は、本計画による制限を解除する

法的効果も有するといふ。本計画にも法的効果が認められる。

1. 計画変更の申出の拒絶の法的効果

Xは本件計画変更の申出の拒絶が「~~法律上の義務~~」と主張するが、B市は申出に対する答は法律上の義務ではなく、申出は単に職権の発動を促すものにすぎず、~~「法律上の義務」との反論が考えられる。~~

法的効果も有り

よって、本件計画変更の申出の拒絶に法的効果が認められる。

確かに、申出に対する答は法律上の義務ではなく、本件運用指針4条に基づいて行われるものである。しかし、実務上、農地所有者等からの申出が不承であり、B市においても本件運用指針4条により計画変更の申出と、それに対する答の手続が規定されている。このため、運用指針の下では計画変更のためには申出が不可欠の要件であるといえる。申出は法律に基づくものと同視される。

したがって申出の拒絶は法律に基づく申出に対する答といえる。

以上の答にともなうとはいえず、拒絶されることにより農地所有者等は農用地区であるが故の制限を受けるままであるという地位に立たされ、法的効果も有するものといえる。

(2) Xとしては、農地法4条におし申請を行い、これに対する拒否処分を対象に取消訴訟を提起することも考えられる。しかし、本件農地が農用地区域である限り、この申請が認められず、不許可処分を取消しても、本件農地が農用地区域から除外されるわけではない。そのため、Xは現時点で本件計画の変更の~~取消~~を争う必要性が認められる。

(3) おて、本件計画の変更及びその申出の拒絶は「~~法律上の義務~~」に当たる。

2. 小問(2)について

(1) Xは、B市に対して、本件指針4条4項に基づく通知が打たれていない

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面

ことにつき、不作為の違法確認の訴え（行訴法3条5項）を提起することができである。

(2) ~~まず~~ 前述のように、Xは、林運用指針4条4項に基づいて申出しており、これは法律に基き申出と同視できる申出から、「法令に基き申請」（行訴法3条5項）を行なったといえる。そして、Xは、5月8日に本件申出書を郵送し、10日に到達したのにより、Xは実際に申請を行っている（行訴法3条）。

(3) ①は、「相当の期間」（行訴法3条5項）が経過したといえるか。

ア、「相当の期間」とは、行政庁が、処分をなすにつき、通常必要の期間を基準として、その期間を経過した場合には、特別の事情のない限り、不作為の違法となると解する。

イ、これを本件についてみると、Xは同時期にB市にその申出をした他の農地所有者に対しては、令和2年4月に通知がなされており、行政庁が処分をなすにつき、通常必要の期間は経過しているといえる。また、通知がこの期間を超えてなされたといふことを正当化する特別の事情はない。
②、したがって、「相当の期間」が経過したといえる。

④ おて、Xは、上記主張をすべきである。

第2 設問2について。

1. まず、Xは、本件農地が「農業の生産性の向上が相当程度図られる見込みのある土地」（農振法施行規則4条の3第1項イ）に当たるので、本件事業は、法10条3項2号の事業に当たらず、本件農地は、法10条3項2号の土地に当たらないので、B市が農振法13条2項5号を満たすかどうかの判断は違法であるとの主張をすることができよう。

まず、前提として、本件農地が「農業生産性の向上が相当程度図られると見込まれる土地」に当たるか。

(1) 本件計画の目的は、農業地域において農業振興についての施策を計画的に推進する点にある。とて、農振法10条3項2号の事業は

~~もに~~

農業振興地域における農業生産の基盤の保全・整備を行うものであるが、
おろかい。とて、「農業生産性の向上が相当程度図られると見込まれる土地」とは、農業生産の基盤の保全・整備も~~行われ~~値しない土地のことと解釈する。事業により見込めぬ

(2) 本件では、Xによれば、本件事業の目的は、農地の冠水に~~お~~の陥れを目的とするものであり、高台にある本件農地はこれによりほとんど恩恵を受けず、農業生産の基盤の保全・整備が~~見込め~~ない土地である。

(3) したがって、本件農地は、「農業生産の基盤の保全」~~は~~農業生産性の向上が相当程度図られると見込まれる土地に~~当~~当たらない。

よて、Xの主張は認められる。

2. 次に、Xは、本件農地に、一律に期間制限を適用することは違法であると主張する。

(1) 争点である。土地改良事業との関係で、農用地区域からの除外を制限し、趣旨は農業に関する公共投資に~~お~~得られる効用の確保を図る点にある(農振法13条2項5号)。

とて、農業に関する公共投資により得られる効用の確保は、一律に期間制限を適用することは違法であると解釈する。

(2) 本件事業全体の完了は平成30年に~~お~~おこなわれるが、本件農地と関連する

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名

採点

工事は、その10年前に完了しており、施行令第9条の定める8年という期間は既に経過している。したがって、本件農地については、農業に関する公共投資により得られる効用が確保されるのであろう。一律に期間制限を適用することは適当である。

(3) おて、Xの主張は認められる。

以上